

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
農地法（昭和27年法律第 229号） 第 5 条第 1 項	農地又は採草牧地の転用のための権利移動の許可	農業委員会事務局

1 審査基準は、農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号農林水産省経営局長通知、21農振第1598号農林水産省農村振興局長通知）及び農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙1 第7第1項に定める基準とする。

2 標準処理期間は、42日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。